

早めの準備で正しく申告



会場は混雑が予想されます

市・県民税は2月1日(月)、所得税は2月16日(火)から申告を受け付けます。会場により受付時間が異なりますので、日程を確認してください。

市・県民税、所得税の申告会場と受付日時は3ページの表の通りです。それぞれの申告会場と受付日時を確認して申告してください。成田税務署特設会場では、市・県民税の申告はできませんので注意してください。

申告の際は、申告書にあらかじめ住所・氏名の記入、押印をしてください。

なお、次の日時は大変混雑することが予想されますので、避けて申告することをお勧めします。

- 午前9時前後(全ての会場)
- 市役所の月曜日
- 市役所の3月7日以降
- 下総・大栄支所の午前中

市・県民税の申告は3月15日(火)まで

平成28年1月1日現在市内に住

んでいた人で、平成27年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成27年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

- 事業所得などがあった人：営業・農業(収支内訳書を作成し、持ってきてください)・そのほかの事業での所得や、不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)
- 給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得があった人
- ・平成27年中に退職し、平成28年

- 1月1日現在就職していない人
- 「公的年金等」の受給者で次のいずれかに当てはまる人
- ・「公的年金等」の所得以外に所得があった人
- ・公的年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除を追加する人

○平成27年中に所得がなかった人
：国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書交付の資料になるので、市・県民税の申告書を出してください。ただし、平成28年1月1日現在市内に住んでいる人の扶養親族になっている配偶者や子どもなどは、申告の必要はありません

○市内に住んでいないが、平成28年1月1日現在市内に事務所・事業所・家屋敷がある人

申告を忘れると

今回の申告は、平成28年度の市・県民税を算出する基礎となります。

申告をしないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

※市・県民税について詳しくは市民税課(☎20・1513)へ。

所得税の確定申告は 2月16日(火)～3月15日(火)

会場は左表の通りです(成田税務署特設会場の入り口は、午前10時までは立体駐車場連絡通路から入る2階C入り口のみになります)。

次に当てはまる人は成田税務署

- 特設会場で申告してください。
- 分離課税(譲渡・配当・山林・退職所得)となる人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人

申告会場と受付日時

各会場では受け付けで番号札を渡しますので、順番が来るまでお待ちください。混雑の状況によっては、時間内であっても、受け付けを終了することがあります。

会場	受付日	受付時間
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告		
市民税課(市役所2階)	2月1日(月)～15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～正午 午後1時～5時
市・県民税と所得税の申告		
市役所6階中会議室	2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～5時
下総支所2階会議室	2月19日(金)・21日(日)・22日(月)	
大栄支所2階会議室	2月26日(金)・28日(日)・29日(月)	
八生公民館	2月17日(水)	午前9時～正午
公津公民館	2月18日(木)	
三里塚コミュニティセンター	2月24日(水)	
久住公民館	2月25日(木)	
豊住公民館	3月2日(水)	
中郷公民館	3月3日(木)	
保健福祉館	3月4日(金)	
所得税の申告		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田2階イオンホール)	2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は受け付けます)	午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- また、所得税の還付申告は、2月8日(月)から成田税務署特設会場で受け付けています。早めに申告を済ませてください。

- 年金所得者は**確定申告が不要な場合も**
- 「公的年金等」の収入金額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告をする必要はありません(所得税の還付を受けるための確定申告はできません)。
- ただし、この要件に当てはまる人でも市・県民税の申告が必要な場合があります。
- **e・Taxを利用して自宅のパソコンから確定申告**
- e・Taxとは、あらかじめ開始届を提出し、利用者識別番号などを取得しておくことで、インターネットで国税に関する申告や納税、申請、届け出などの手続きができるシステムです。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書などのデータをe・Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。また、e・Taxには次のメリットがあります。
- 添付書類の提出・提示を省略できる(申告期限から5年間、税務署から書類の提出・提示を求められることがあります)
- 還付金が3週間程度で受け取れる(書面での提出の場合、6週間程度かかります)
- **e・Taxを利用するには**
- 電子証明書の取得と、ICカードリーダーライターの購入が必要です
- 電子証明書は、個人番号カードに搭載されています。個人番号カードを申請し交付案内が届いたら、市民課(市役所1階)でカードと併せて取得してください。
- 個人番号カードの交付は現在、大変混雑していて、申告に間に合わない場合があります。交付案内が届かない人やこれから申請する人は、今回は会場で申告してください。
- また、住民基本台帳カードに搭載された電子証明書を持っている人は、有効期限まで利用できます。
- ※くわしくは、**所得税の確定申告**については**成田税務署(☎28・5151)**または**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp/>)、**個人番号カード**と**電子証明書**については**市民課(☎20・1525)**へ。

申告のときに必要なもの

- 全ての人：印鑑(ゴム製は不可)
- 給与所得者と年金所得者：源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業を営んでいる人：収入や支出が分かるもの、前年の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人：医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額が分かるもの
- 社会保険料控除・寄附金控除を受ける人：支払金額が確認できるもの
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人：支払証明書
- 障害者控除を受ける人：障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人：申告者本人の預貯金口座の種類と番号が分かるもの

郵送でも提出できます

- 郵送で申告書を提出する場合は、次の宛先へ送付してください。
- 市・県民税申告書
 - 〒286・8585 花崎町7-60 成田市役所市民税課
- 確定申告書
 - 〒286・8501 加良部1-15 成田税務署